

業務連絡

2018年2月17日 No.5
JR東海労新幹線関西地本
業 務 部

2月15日に支社会議室において、申第24号「大阪第一運輸所、第二運輸所ダイヤ改正（行路・交番）」に関する申し入れに対しての業務委員会が開催されました。業務委員会の出席者は組合側業務委員・浦谷副委員長、下茂業務部長、宮内組織部長、笹田法対部長、渡邊組織担当部長。会社側業務委員・濱田人事課担当課長、出口運輸課課長代理、塩崎車両課課長代理、清水人事課係長でした。

2018 1 1

1.. 交番順序について

①運転士の交番順序が「乗組・予備・乗組・予備・予備・予備」の6ヶ月パターンになるとの提案がなされた。予備月が3ヶ月連続になり、生活設計が成り立たない。予備月についても、休日指定を前月の10日に実施すること。

【回答】 そのような考えはない。現在、基本協約を上回る措置として交番勤務者に対して休日予定発表を行っているところであるが、予備勤務者に対して同様の措置を取ることは勤務作成の都合上難しいと考える。

②各乗務員の交番順序（6ヶ月パターン）を2月末までには、明らかにすること。

【回答】 意見として承る。

③予備月についても就業規則55条にある通り、毎月25日までに翌月分勤務を指定すること。

【回答】 予備勤務者の勤務は就業規則55条に則り指定している。

2.. 準備報告時間について

①車掌・運転士のクルー化に伴い各運輸所、各駅、各車両所において算出した全ての準備報告時間を明らかにすること。

【回答】 そのような考えはない。

②運転士行路で短回と短区間巡回を含めた場合の準備報告時間について、相違を明らかにすること。

【回答】 短回や短区間巡回を含めた運転士行路（短回巡回行路）では、車掌携帯端末を所持する点や、巡回で案内カードを準備する点等が異なる。

③車掌行路は発前が6分増になっているが、新型車掌携帯端末は取扱いが煩雑であるため、退出前にも6分増とすること。

【回答】 必要な時間は確保している。

④アルコール検査の実施に伴う時間について、明らかにすること。アルコール検知する時間を付加すること。

【回答】 アルコール検知に必要な時間を含めて必要な時間を確保している。

3. 行路について

①食事時間については、十分な時間を確保すること。

大阪第一運輸所B302、303、313、314行路、大阪第二運輸所B404、405、407、409、411、415、418行路については問題があり、改善すること。少なくとも労働外時間として30分以上を確保すること。

【回答】 食事時間は概ね40分を目安に取得出来るよう配慮するが、やむを得ない場合はこれによらないこともある。

②運転士の一丁半行路に入出庫を伴う大阪第一運輸所B304、305行路、大阪第二運輸所B403、405行路は入出庫を外すこと。

③行路の拘束時間については24時間以内で作成すること。特に27時間以上の拘束時間の行路大阪第一運輸所B308、1302、1307行路、車掌M・T308、310行路、大阪第二運輸所M・T412行路については改善すること。

④各組の拘束時間について標準化をはかること。大阪第二運輸所B401、402行路の東京段落ち時間2時間以内にすること。

⑤睡眠時間は6時間を確保すること。大阪第一運輸所B314、316、317行路、大阪第二運輸所B414、418、419、1402、1403、1404行路については改善すること。

⑥大阪第二運輸所M・T・B417行路の退出時間18時28分について、17時台に改善すること。

【回答】 ②～⑥同回答、行路は列車ダイヤ及び就業規則等に基づくと共に、労働時間や列車種別・出先地など多くの要素を踏まえて作成している。

⑦車掌及び運転士の短区間巡回時に、列車の運行が乱れた場合の連絡方法及び指示方について明らかにすること。

【回答】

- ・列車遅延で一律の基準を目安として定めることはしないが、時々状況により適切に判断していく。
- ・巡回担当の重要な業務と考えているので、異常時でも可能な限り充当を行うのが基本的な考えである。

⑧短巡回行路の目的を明らかにすること。

【回答】 短区間巡回は施策の実施に当たり、お客様の乗降が多い区間や、お客様のご利用状況に応じて必要な列車に柔軟に乗務員を増配置する目的で設定している。この運用については、短区間巡回や短回といった、短区間の業務に特化した行路を設定することが最も効率的である。

⑨短巡回行路、「新大阪～京都間」を「新大阪～名古屋間」に変更すること。

【回答】 そのような考えはない。

⑩短巡回行路、3往復から2往復に変更し、必ず労外時間を確保すること。また、休憩時間を増やすこと。

【回答】 現行通りとする。

⑪短巡回行路、乗務する列車の着発時刻の間隔を15分以上確保すること。

【回答】 現行通りとする。

⑫短巡回行路を車掌長交番にも平等に配置すること。配置していない理由を明らかにすること。

【回答】 行路交番は、就業規則等に基づき適切に作成している。

⑬短巡回行路、列車遅延発生時の運用に関する基本的考えを明らかにすること。

【回答】 ⑦の回答と同じ。

⑭短巡回行路、列車遅延発生時に次の列車の乗務のために走る事や急ぐような指示はしないこと。間に合わない場合等の判断や、次々列車の乗務を考えて待機するなど乗務員による判断を優先させること。

【回答】 列車遅延等により、次列車の乗務に間に合わないケースも想定され、その際は適宜当直に連絡されたい。また、結果的に事後の報告となる場合は速やかに報告されたい。

⑮短巡回行路における、待ち時間でのホーム巡回指示はやめること。

【回答】 現行通りとする。ホーム上の巡回は、旅客案内の対応機会増となり重要な業務である。

⑯新大阪駅ホーム、東京方乗務員待機室を常時開放すること。

【回答】 そのような考えはない。尚、2月の訓練で周知しているとおおり、短区間行路の一時的な待機箇所としての27番線の詰所使用は、改正以降認めていく。

⑰乗務員の移動時、各駅でのエスカレーター使用を認めること。

【回答】 認めている。ただし、エスカレーター使用中は歩く、走る等の行為は避けられたい。

⑱勤務に制限がある乗務員の運用を明らかにすること。

【回答】 個別の制限に応じて運用する。

4. その他

①新型車掌携帯端末のマニュアル操作が煩雑であるため、乗務員から取扱いに苦慮している意見が多く出されている。再度、新型車掌携帯端末のマニュアル操作に対する教育訓練を実施すること。

【回答】 必要な教育は実施しており、マニュアルは現在でも閲覧可能な状態にしている。

②これまで発生した新型車掌携帯端末の不具合等を全て明らかにすること。

【回答】 不具合に関する意見は、速やかに集約し、メーカー等関係箇所へ送付して必要な対処を行っている。

③新型車掌携帯端末のバッテリーの消費が早く、業務に支障をきたしている。バッテリー消費の問題を改善すること。

【回答】 1台あたり2個のバッテリーを配備している。

④新型車掌携帯端末の不具合やバッテリー改善が完了するまで、旧型車掌携帯端末を使用すること。

【回答】 意見として承る。

⑤車内でも新型車掌携帯端末を充電出来るように充電コードを設置すること。

【回答】 意見として承る。

⑥休養室に設置した充電コードで、各乗務員の労働外時間で充電をさせている。各乗務員に対して付加時間を付加すること。

【回答】 乗務準備に必要な時間は確保している。

⑦今回の施策実施に伴い定例訓練等で説明が行われている。しかし疑問を感じても、質問時間が十分に保障されていない中で、終了しているのが実態といえる。十分な時間を保障すると共に、広く社員の疑問、不安を払拭する方法を講じること。また、労働外時間において、社員が業務に関する質問時間を労働時間とすること。

【回答】 申告に基づき、適宜適切に判断するが、業務に関する質問をあまねく労働時間として扱う考えはない。

⑧車掌・運転士のクルー化に伴い各運輸所の行路の拘束時間について、これまで拘束時間の短縮を主張してきたが、逆行した作成となっている。車掌・運転士のクルー化を解消すること。

【回答】 そのような考えはない。

以上